

平成18年7月20日

## 平成18年学習支援事業（訪問講座）に関する報告

- 日 時 平成18年6月30日（金）13:30～15:30
- 場 所 広島県生活センター
- 講演者 （社）全国消費生活相談員協会常任理事 大橋 悦子
- 参加人員 36名（市町消費者行政担当職員・消費生活相談員等）

### 1 講演内容の概要について

#### 【テーマ】 《 高齢者を狙った悪質商法 》

##### 高齢者の消費者被害

高齢者の相談は増加傾向にあり、住宅関連の工事や健康食品などの相談が多い。販売形態で見ると、他の年代に比べて訪問販売に関する相談が多く、点検商法や判断能力不十分者契約など悪質な手口が目立っている。

##### （特徴）

- ①なにを買ったのかわからない — 被害の発見が遅れる
- ②契約したときの状況について説明できない
- ③判断能力がやや不十分という中程度の高齢者が被害に遭いやすい

##### （救済手段）

- ①成年後見制度の活用
- ②地域福祉権利擁護事業 — 社会福祉協議会が実施主体
- ③地域での連携 — 自治会，民生委員，ヘルパー，ご近所などが連携
- ④消費生活相談窓口の活用

### 2 受講者からの質問と回答（主なもの）について

Q:悪質リフォーム事案で業者への対応について

A:大阪のリフォーム事案のときには、一級建築士に鑑定をお願いして、業者が行なった工事が本当に必要な工事であったか否かを確認した上で、裁判に持ち込んだ。

Q:リース契約 — 事業者としての契約か消費者としての契約かの判断は？

A:それにより生計を得ているのか否かが判断基準となる。営業用，私用のどちらが多いか。誰が見ても消費者としての使用であると思われる場合のみクーリングオフできる。

広島県県民生活部総務管理局消費生活室

(注) この報告書は、事務担当者が作成したものであり、内閣府国民生活局の正式な見解ではありません。